

環生第124号
令和7年8月4日

東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部
中央新幹線静岡工事事務所長 様

静岡県くらし・環境部長

基準不適合土石の盛土等の措置に関する要綱について（回答）

令和7年7月28日付け静岡工事第53号で照会のあったこのことについて下記のとおり回答します。

記

貴社が作成した「藤島発生土置き場における盛土計画」に係る工事について、令和7年8月4日付け国鉄施第127号により、国土交通省鉄道局施設課長から「全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第9条第1項の規定により国土交通大臣が認可した工事実施計画に基づき行われる工事と理解して差し支えない」との回答があった。

このことにより、貴社が行う藤島発生土置き場における盛土は、「藤島発生土置き場における盛土計画」に従って行われる限り、基準不適合土石の盛土等の措置に関する要綱（令和4年静岡県告示第304号）第4の2に定める「基準不適合土石を用いて行おうとする盛土等が、土地の造成その他の事業の実施に係る許可等の手続において認められた事業の区域において採取された土石のみを用いて当該事業の区域において行われるもの」と認めることができる。

担 当 環境局生活環境課
電話番号 054-221-2267